

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和8年3月10日

徳島河川国道事務所
吉野川ダム統合管理事務所
四国山地砂防事務所**「防災教育」及び「避難」に関する取り組みをテーマに意見交換を行います
～吉野川流域治水協議会及び大規模氾濫に関する減災対策協議会の合同開催～**

現在、吉野川では気候変動による水害リスクの増大に備えるために、吉野川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「吉野川流域治水プロジェクト2.0」について取り組んでいます。

吉野川の流域治水をより強力に推進するため、「防災教育」及び「避難」に関する取り組みをテーマに、流域関係者と意見交換を通じて議論します。

- 会議名称：第 9 回 吉野川流域治水協議会
第 13 回 吉野川中流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会
- 開催日時：令和8年3月17日（火）14：00～16：00
- 開催場所：三好市池田総合体育館 サブアリーナ（別添1参照）
※WEB（ウェブ）会議併用
- 議 事：大規模氾濫減災対策協議会での取組内容について
吉野川水系流域治水プロジェクトの取組状況について
流域治水勉強会及び意見交換会 など（別添2参照）
- 構 成 員：別添3～5のとおり

■取材及び傍聴について

- （1）取材及び傍聴を希望される方は、下記の問い合わせ先へ事前申込みをお願いします。
- （2）協議会の円滑な進行のため、撮影等については、事務局の方で取材エリアを規制させていただきます。
- （3）WEB 配信を希望する報道機関の方は事前に以下の問い合わせ先までご連絡いただければ、配信先のアドレス及び資料を送付いたします。
- （4）取材や傍聴に関する詳細は別添6及び7をご覧ください。

国土交通省 四国地方整備局

徳島河川国道事務所、吉野川ダム統合管理事務所、四国山地砂防事務所

※本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No. 1 南海トラフ地震をはじめとする大規模自然災害への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組に関連します。

【問い合わせ先】

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所
電話：088-654-2211（代表）、088-654-9611（流域治水課直通）
副 所 長（流域治水） あいだ はるみ 相田 晴美（内線 206）
◎ 流 域 治 水 課 長 はやしだ たくと 林田 拓都（内線 351）

◎主たる問い合わせ先

会場案内図



第 9 回 吉野川流域治水協議会

第 1 3 回 吉野川中流大規模氾濫に関する減災対策協議会

第 1 3 回 吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会

〔 日時：令和 8 年 3 月 1 7 日（火） 1 4：0 0～1 6：0 0 〕
〔 場所：池田総合体育館（W E B 会議併用） 〕

議事次第

1. 開会

2. 議事

（1）規約の改定について

（2）大規模氾濫減災対策協議会での取組内容について

- ・ 「令和 7 年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組」の状況について
- ・ 今後の減災対策協議会について
- ・ 徳島地方気象台からのお知らせ
「新たな防災気象情報について～気象業務法改正～」

（3）吉野川水系流域治水プロジェクトの取組状況について

- ・ 吉野川水系流域治水プロジェクト取組状況について
- ・ 吉野川水系流域治水プロジェクトテーマ別取組紹介
～「防災教育」と「避難」～

（4）流域治水に関する情報提供

（5）流域治水勉強会及び意見交換会

～吉野川水系総合開発計画による治水・利水～

3. 閉会

吉野川流域治水協議会 構成員

徳島市長
鳴門市長
吉野川市長
阿波市長
石井町長
松茂町長
北島町長
藍住町長
板野町長
上板町長
神山町長
佐那河内村長
美馬市長
三好市長
つるぎ町長
東みよし町長
本山町長
大豊町長
土佐町長
大川村長
いの町長
徳島県 県土整備部長
徳島県 農林水産部長
徳島県 危機管理部 防災対策推進課長
徳島県 危機管理部 消防保安課長
徳島県 東部県土整備局長
徳島県 東部農林水産局長
徳島県 西部総合県民局 県土整備部長
徳島県 西部総合県民局 農林水産部長
徳島県 西部総合県民局 地域創生観光部長
高知県 土木部長
高知県 危機管理部長
高知県 農業振興部長
高知県 林業振興・環境部長
水資源機構 池田総合管理所長
水資源機構 旧吉野川河口堰管理所長
水資源機構 吉野川下流域建設所長
農林水産省 中国四国農政局 吉野川北岸二期農業水利事業所長
林野庁 四国森林管理局 徳島森林管理署長
林野庁 四国森林管理局 嶺北森林管理署長

“国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林整備センター中国四国整備局 徳島水源林整備事務所長”

“国立研究開発法人森林研究・整備機構

森林整備センター中国四国整備局 高知水源林整備事務所長”

気象庁 徳島地方気象台長

気象庁 高知地方気象台長

国土地理院 四国地方測量部長

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長

国土交通省 四国地方整備局 四国山地砂防事務所長

国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

(オブザーバー)

日本下水道事業団 中国・四国総合事務所 徳島事務所長

農林水産省 中国四国農政局 洪水調節機能強化対策官

国土交通省 四国地方整備局 流域治水推進室

吉野川中流大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員

美馬市長

三好市長

つるぎ町長

東みよし町長

水資源機構 池田総合管理所長

気象庁 徳島地方气象台長

国土交通省 国土地理院 四国地方測量部長

国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長

国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長

徳島県 県土整備部長

徳島県 西部総合県民局 県土整備部長

徳島県 西部総合県民局 地域創生観光部長

(オブザーバー)

四国電力株式会社 徳島支店

吉野川下流大規模氾濫に関する減災対策協議会 構成員

徳島市長
鳴門市長
吉野川市長
阿波市長
石井町長
松茂町長
北島町長
藍住町長
板野町長
上板町長
水資源機構 池田総合管理所長
水資源機構 旧吉野川河口堰管理所長
気象庁 徳島地方气象台長
国土交通省 国土地理院 四国地方測量部長
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所長
国土交通省 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所長
徳島県 県土整備部長
徳島県 県土整備部 東部県土整備局長
徳島県 危機管理部 防災対策推進課長
徳島県 危機管理部 消防保安課長

(オブザーバー)

四国電力株式会社 徳島支店

「第 9 回 吉野川流域治水協議会」
「第 13 回 吉野川中流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」
取材にあたってのお願い

(主旨)

協議会を円滑に進めるため、記者の皆様には以下の項目についてお願いします。

(取材)

- 1) 会議を取材しようとする方は、会場に入室する前に受付において「報道関係者受付簿」に必要事項を記入し、「報道」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 報道記者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①報道関係者の方はあらかじめ用意された席で取材願います。
 - ②ビデオ・カメラ等の撮影範囲を定めますので、その範囲内からの撮影にご協力をお願いします。
 - ③携帯電話はマナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないでください。

事務局：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

「第 9 回 吉野川流域治水協議会」
「第 13 回 吉野川中流・下流大規模氾濫に関する減災対策協議会」
傍聴にあたってのお願い

(主旨)

協議会を円滑に進めるため、傍聴者の皆様には以下の項目についてお願いします。

(会議の傍聴)

- 1) 会議を傍聴しようとする方は、会場に入室する前に受付において「傍聴者受付簿」に必要な事項を記入し、「傍聴」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 傍聴者は、会場内において次の事項を遵守してください。
 - ①会議における発言等への批判や可否の表明、拍手などをしないで下さい。
 - ②発言・私語・談論などをしないで下さい。
 - ③はちまきの着用、プラカードの持ち込みなどをしないで下さい。
 - ④ビラ・資料等の配布をしないで下さい。
 - ⑤携帯電話は、マナーモードに設定もしくは電源を切り、使用しないで下さい。
 - ⑥みだりに傍聴者席を離れないで下さい。
 - ⑦許可無く写真やビデオ撮影、録音などをしないで下さい。
 - ⑧会議中は発言できません。
 - ⑨その他、会場の秩序を乱したり、会議の妨げとなるような行為をしないで下さい。
- 3) 事務局は、傍聴者が上記に掲げる事項を遵守しない場合は、傍聴者に退室を指示することがあります。
- 4) 事務局が退場を指示したときは、速やかに退室して下さい。
- 5) 以上のほか、傍聴者は司会及び事務局の指示に従って下さい。

事務局：国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所